

平成 23 年度 仙台市障害者施策推進協議会(第1回)議事録

- 1 日 時 平成 23 年6月 29 日(水)18:30~20:40
- 2 場 所 市役所本庁舎2階 第一委員会室
- 3 出 席 赤間委員, 阿部委員, 伊藤委員, 岩館委員, 大坂委員, 菅野委員, 桔梗委員,
久保野委員, 黒瀧委員, 坂井委員, 白江委員, 鈴木委員, 中村委員,
目黒委員, 諸橋委員, 八木委員, 山縣委員

※欠席委員:菊田委員, 瀬野委員, 橋本委員

[事務局] 上田健康福祉局長, 鈴木健康福祉部長, 熊谷障害企画課長, 石澤障害者支援課長, 大嶋障害者更生相談所長, 佐久間南部発達支援室長, 小原青葉区障害高齢課長, 伊藤宮城野区障害高齢課長, 武山太白区障害高齢課長, 岩淵主幹兼企画係長, 金子主幹兼社会参加推進係長, 石川主幹兼障害福祉サービス係長, 山縣生活支援係長, 大関施設支援係長, 佐々木精神保健福祉総合センター主幹, 梶原発達相談支援センター企画総務係長, 郷古企画係主査, 大内

[傍聴者] 22 名(うち市職員 12 名)

4 内 容

(1)開 会

開会に際し、東日本大震災の犠牲者に対し黙禱を行った。

(2)諮問

市長代理として、健康福祉局長より次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び第3期「仙台市障害福祉計画」の策定にあたり、仙台市障害者施策推進協議会への諮問を行った。

会長より、障害があっても誰もが生きがいと働きがいを持って充実した生活を送ることができるような計画を策定する旨発言があった。

挨拶

局 長 皆さん、こんばんは。どうも蒸し蒸しする中、またお忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

本来でございましたら市長の奥山が出席し、諮問を申し上げるべきところではございますが、本日所用のため私が市長に代わりまして諮問をさせていただきました。

初めに、ただいまも黙禱をいただきましたが、東日本大震災に際し委員の皆様におかれましては、この千年に一度と言われる大災害の中、それぞれ各分野の最前線において災害の対応に当たられると共に、障害のある方やそのご家族の方々のためにご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

現在、仙台市は被災者の生活再建等被災地域の復興を進めるため、5月に策定いたしました「仙台市復興ビジョン」をもとに市民の皆様と幅広く意見交換を行い、課題を克服しながら震

災復興計画の策定に取り組んでいるところでございます。一刻も早く復旧・復興がなし遂げられますよう、全力での取り組みを進めてまいり所存でございますので、委員の皆様方にも引き続きご協力、ご尽力をお願い申し上げます。

さて、仙台市の障害者施策につきましては、「仙台市障害者保健福祉計画」と第2期「仙台市障害福祉計画」の2つの計画に基づいて、障害がある方の自己選択と自己決定に基づく「誰もが生きがいや働きがいを持ち自立した地域生活を送ることができるまちづくり」を進めておりますが、両計画とも今年度が最終年度となりますことから、ただいま諮問させていただきましたように、次期仙台市障害者保健福祉計画並びに第3期障害福祉計画の策定について協議会のご意見を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

21世紀最初の10年が経過し、人口減少や少子高齢化が一層進み、このことが社会保障制度の将来などに大きな影響を与え、国と地方のあり方を初め社会構造全体の変革が認められています。とりわけ障害者施策につきましては、障害者基本法の改正が本国会に提案され、(仮称)障害者総合福祉法や障害を理由とする差別を禁止する法律の制定が予定されているなど、大きな変革が遂げられようとしています。

昨年度、仙台市は、今後目指すべき都市の姿とその実現のために取り組むべき施策の方向性や目標を示す「ひとが輝く杜の都・仙台 仙台市総合計画 2020」を策定し、障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくりを推進することといたしております。

こうした国の動向や本市の総合計画の考え方はもとより、当協議会におけるご審議や答申の内容を十分踏まえながら2つの計画を策定したいと考えております。委員の皆様には忌憚のないご意見やご提案を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(局長退席)

会 長 ただいま仙台市長から諮問をいただきました。「仙台市障害者保健福祉計画」、「仙台市障害福祉計画」、これは障害がある一人一人が充実した生活を送るためにとても大事な計画です。それに関しまして委員の皆様としっかり取り組んでまいりたいと思います。

さて、この3月11日の大震災で、また障害があつての暮らしづらさが如実に表れているところでもあります。それぞれの計画については、本当に一人一人誰もがしっかりと生活を送れるようなあり方、仙台らしさを皆さんと取り組んでまいりますので、繰り返しになりましたがよろしくお願いいたします。

(3)議 事

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

議事録署名人について、会長より坂井委員の指名があり、本人の承諾を得た。

(1)協議事項

①次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び第3期「仙台市障害福祉計画」について

会 長 まず初めに、会議の公開についてでございます。本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき公開といたします。

それでは議事に入ります。お手元の次第に沿ってでございます。

(1)協議事項です。次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び第3期「仙台市障害福祉計画」について事務局から説明願います。

事 務 局 (資料1～5に基づき説明。

(熊谷課長) 計画期間について、仙台市障害者保健福祉計画については6年、仙台市障害福祉計画については3年とする旨、資料4について、桔梗委員よりこれまでの経験から就労支援作業部会に参加したいとのご要望をいただいている旨補足。

また、関連法の改正について、昨年度「つなぎ法」が制定、現在開会中の国会にて議員立法で障害者虐待防止法が既に成立、参議院で障害者基本法案が審議中、来年にはかねてから言われている障害者総合福祉法、さらにその翌年度に障害者差別禁止法の提出見通しがあるといった計画期間中の変動要因について報告。そういった変動要因も見据えながら計画策定に当たると共に、計画見直しの必要性が認められる場合は必要な見直しをするとの視点で臨んでいきたい旨説明。)

会 長 ただいま事務局、熊谷課長から仙台市障害者保健福祉計画6年計画、仙台市障害福祉計画3年計画の策定について、これらは仙台市総合計画との関係性、それからただいま復興ビジョンの説明がありましたが、やがて10月までに策定される復興計画とも大きく関わっていくこと、そして障害者保健福祉計画の根拠となっている障害者基本法が今参議院で審議されているところ、障害福祉計画は障害者自立支援法ですが、これは平成25年8月までの間に障害者総合福祉法に置き替わってしまう時期ではありますが、しっかり検討して場合によっては流れの中でまた見直すこともあり得るというお話でした。

さて、ただいまの説明にもありましたが、東日本大震災のために、言ってみますと計画策定も遅れてまいりましたので、それを短期間のうちに作らなければいけない。でも、期間は短いとしても充実した計画、しっかりした計画に取り組むことも踏まえ、3つの作業部会を同時進行で行う必要がある。そして、その3つの作業部会の中では、就労支援作業部会には大坂委員、中村委員、菊田委員、そして桔梗委員。障害児支援作業部会には、赤間委員、菅野委員、橋本委員。災害時対応作業部会には伊藤委員、坂井委員、白江委員、目黒委員がそれぞれ関わっていただきながら、同時並行で密度の濃い検討と、仙台市において障害がある誰もがしっかりした生活に取り組めるような計画策定に向けての検討を障害者施策推進協議会で行っていく必要があると、先ほどの説明をお聞きして感じたところでした。

さて、ただいま熊谷課長から説明をいただきましたが、そのことに関しての確認とかご意見、また質問も、各委員から承りたいと思います。いかがでしょうか。

また、各作業部会にはそれぞれ委員の方々が関わっていただくということでもよろしいでしょうか。

白江委員、お願いします。

白 江 国の「復興への提言」が先般出まして、宮城県でも復興指針、仙台市でもビジョンを作られて
委 員 復興計画、あと施策推進関連の計画、いろいろあります。整合性の点について、ここで議論する
上で、例えば国の復興への提言が割と踏み込んだ提言がされているように感じているのですが、
それにとらわれてしまうと、仙台市としてもなかなか対応できない部分も当然あるでしょうし、
あれこれいろんなビジョンが今回出てきて、ちょっと困っているところもあるのですが、その辺の基
本的な関係性とか整合性を簡単に整理していただくと、すごく考えやすいのですが。

会 長 復興計画等について国とか県とか、考えてみればその内容をまたこの施策推進協議会で皆
さんと検討していくのではあるが、今説明もありましたが、事務局で、今のところその辺はどう考え
ているかですね。(白江委員「そうです」)はい。ありがとうございます。お願いします。

事 務 局 国の復興計画なり県の計画なり、市はそれなりに調整など必要になってくるのですが、現実問
(熊谷課長) 題といたしまして、今回の震災はやはり自治体によっても受けている被害がかなり違うという現実
がございます。そういった中で、仙台市は仙台市としての復興計画を作る意味で、今回ご説明し
た復興ビジョンを示しております。これが全部必ずしもイコールにはならず、部分的に国のこの
部分を持ってくる、県のこの部分を持ってくるという形で、最終的には市の計画が私どもの基本に
なると考えてございます。すべて国の計画に乗らなければならないのではなくて、逆に、この計画
には、私どもとして国に「こうしてください」という部分も多分に含まれてくることになります。財政面
や制度面につきましては、これはどうしても国が動かないと動かせない部分も多分にございま
すので、そういったことも踏まえて、この計画を作る中でも、こういう計画をしていくので国なり県はこ
ういうことをやってくださいと言っていく形になります。私ども仙台市が作る復興計画の議論が、障
害者保健福祉計画を作る上でも、今後3年間、6年間の議論の中でも、基本になる部分ではな
いかと思っています。

会 長 よろしいでしょうか。(白江委員「はい」)

ほかの委員の方々いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、協議事項として進めてまいりました次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び第3期「仙
台市障害福祉計画」について、事務局から説明があり、白江委員から確認があつて、そのこと
についてはよろしいということで。

では、作業部会にかかわる委員の皆さん、よろしく願いいたします。

ただいまの事務局案に基づいて、時間的にも大変なスケジュールとなりますが、計画策定に
着手していく確認がなされたということで進ませていただきます。

[了解]

(2)報告事項

①平成22年度モニタリングの実施結果について

会 長 次は報告事項です。
まず初めに、①平成 22 年度モニタリングの実施結果について、事務局から報告願います。

事 務 局 (参考資料1および2に基づき説明。)
(熊谷課長)

会 長 ただいま事務局から、平成 22 年度モニタリングの実施結果として聴き取り調査に基づく結果、それからヒアリングに基づく結果について、ポイントを押さえて説明いただきました。

さて、委員の皆様から、ただいまの事務局からの報告を受けて、つけ加えるコメントとか確認することなどあったら承りたいと思います。また、アンケートの結果についても、それぞれの領域によって読み取り方も、もしかしてあるかもしれませんが、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

八木委員、お願いします。

八 木 今回この計画を作っていく上で、今ご説明いただいたヒアリングとかモニタリング云々といった委員 部分ですが、発災前と後では多分大分違っているのかなと。前段で行った基礎調査等をベースにして、特に災害対応の領域ももう少し深めましょうとのお話でしたが、発災前と後ではやっぱり大分違ってきている。それを補完する考え方ないしは、今ここに集約した形で整理された格好で十分とお考えなのか。ここにいらっしゃる委員の方々のご意見の中から、その後の事情や課題についてはご意見を賜れるので、改めて補完的な調査をする必要はないとお考えなのか、その辺のお考えを。

なぜかという、せつかくあと何年か施策をつくるベースになるもの、この協議会の答申が検討される中で、ちょうど未曾有の災害と言われることに直面した中で、実際はどうだったのかがあると思うのです。もう1回やり直しをしないと言うのではなくて、例えば津波の直接的な被害を被った地域とか、地震のみでおさまった地域とかをサンプリング的に抽出するといった調査の方法もあるでしょうし、以前調査に協力していただいた方で、たまたまそういう地域におられる方々がどうだったのか、といったことでも大分違うのかなと思うのですが、考え方がおありになれば教えていただきたいのですが。

会 長 ありがとうございます。八木委員からとても大事なポイントが指摘されました。事務局の考え方ということでお願いします。

事 務 局 まさにおっしゃるとおりでございます、発災前でございます。これほどの被害想定ではない。
(熊谷課長) 局地的な被害で留まるであろうと考えた上でのご回答だったのではないかと、障害者の通報システムが一番多いのは、自分だけが取り残されるようなことはない、避けたいということではないかと、これを見たときに感じ取っております。

作業部会を入れさせていただいたのは、まさに、今回仙台市内の 10 万人が避難される中で、比較的避難がしづらい高齢者や障害者をどうしていくかは今後大きな課題になるであろうということございまして、具体的にどうということをするかは、まだ具体的な検討に入っていないの

です。もう1回詳細に調査するのは時間的にも難しいと考えておまして、今回支援に当たられた団体あるいは障害者関係の当事者団体におきましても、各障害種別といましようか、いろんな安否確認やら支援活動やらをしたとお伺いしております。そういった方々からご意見を伺うのが一つあるかと考えております。

あと幾つか検討する事項があるかと思えます。まず避難所の問題や在宅避難、在宅の方々の問題、災害が発生した際にどう行動したのかとか、多面的に分析しなければならないだろうと思っております。まだ整理はされておきませんが、まずは防災をどうするのか、発災時どう対応するのか、発災後どう行動なりケアしていくのか、大きく分けるとこの3つぐらいで検討していくのかなと。それぞれをどういう障害なりどういう状況で。例えば、今回は昼間でしたが、夜間や早朝に発生した場合どうなるのか。いろんな状況に応じた検討をしていかなければならない。これは計画を作った後のことかもしれませんが、計画を作る段階ではそれらも念頭に入れながら進めていかなければならないと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。限られた時間ではあるが、このときだからこそ、しっかり現状そして課題を明確にして取り組むべきだと八木委員の発言に、事務局も限られた時間の中で、作業部会で十分に災害自体に取り組むということですよ。委員の構成には被災障害者支援団体とか福祉避難所委託事業所職員とかありますので、そのようなことも含めて十分な検討をするということだと思います。ありがとうございました。

そのほか委員の皆さんから。中村委員、お願いします。

中 村 住まいについてですが、障害のある方たちにとって、地域移行は、国の方針のとおりだと思います。ずっと見ていましたら、やっぱりグループホーム、ケアホームに入るには家族の心配はお金であって、家賃が安い公営住宅への入居などはできないかと。一般住宅は家賃が高い、またバリアフリー化が進んでないため、公営住宅への入居などは考えられないかと書いてあります。今回の震災についても、仮設住宅はあちこちにできたが、入居者が少ない、空いている仮設住宅がある。どうしてかという、場所が不便だとか、使いたいが使にくい。自分で家賃を払って一般のアパートを借りているケースも随分聞きます。

そういう意味で、障害者のグループホームやケアホームへの利用に市営住宅を使うことは方向性として考えられるのかどうか。それから、今回の震災のまだ避難所暮らしをしていらっしゃる方たちの市営住宅の利用は考えられるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

会 長 ありがとうございました。これからの審議の内容にも関わることだと思いますが、中村委員から市営住宅の利用、活用について質問がありましたので、今、事務局で答えられる範囲で答えただけだと思います。またこのことは審議の内容にも後でまた入るとは思いますが、よろしくをお願いします。

事 務 局 市営住宅の担当と相談しなければならない部分がありますが、仮設住宅の話をしみますと、障
(熊谷課長) 害のある方あるいは高齢者の方につきましては、以前、仮設扱いにする市営住宅があつて、そこ

を優先的に割り当てることを検討したことがありました。実際に今どうなっているか存じ上げてはいないのですが、当初、仮設を作るときは、そういう話が進んでおりました。

事務局 仮設住宅につきましても、整備上はバリアフリーにすると。それは全てではなくて、障害者とか（鈴木部長）高齢者が利用できるように一定割合を整備する方向で進んでいます。ただ、どの程度バリアフリー化されているのかは、今はお答えできません。

ただ、民間のアパートを活用されておられるとのことですが、制度上は民間住宅でも仮設扱いで対応はできます。仮設扱いをするには三者契約に移行する。例えば大家さんとその方が賃貸借契約でアパートに入っておられるときに、それを仮設住宅扱いにするためには、県が契約の当事者として入り、三者契約をすることによって、仮設住宅としての位置づけができる制度になっています。そういう形で進まれることもあるということです。

今はそういう状況でございまして、今後、災害時の住宅の確保も含めてどう考えていくのかは、やはり作業部会でご検討いただいて。さまざま課題は見えてきていますので、今回の仮設住宅でも、バリアフリーはどうだったか、などの検証も、もしかしたら作業部会でしていただくことも必要になってくるのかとは思いますが。

会長 中村委員、よろしいでしょうか。（中村委員「はい」）住まいについては、検討の中でも、またよろしく願います。

ほかに。黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員 精神障害、精神疾患に関してお話ししたいと思います。

第一に、今回被災後一番困ったことはお薬です。はあとぽーとにお薬をお願いしたところ、あまり確保していなかった。宮城県沖地震の時はどうだったのか。今回はとても困りました。避難所の小学校の近所のクリニックにお願いしたら、快く（薬を）出してくださって、助かりました。

それと、知的も精神も、身体の方とまた違った悩みがあります。皆さんと一緒に避難所にいられない。東松島で、どうしても避難所にいられないので、1階が流失して2階がまだ住めるようなところに、何組かの家族がいましたが、食事何も行き届かない。仙台市でもどこでも同じですが、精神とか知的の方の居場所がない。親子そろってとっても大変な思いをしたと痛感しましたので、今後とも考えていただければと思います。よろしく願います。

会長 黒瀧委員、貴重な報告をありがとうございます。ただいまの黒瀧委員のお話の内容などについても、災害時対応作業部会で十分に検討いただければと思います。ありがとうございました。

そのほか。伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 2月の中旬ぐらいに、あるスポーツサークルのヒアリングをしまして、その方々の防災対策のご意見なんかを書いてあります。災害時どうするかについて、起きたら起きたで仕方がない、なるようになると考えているとの意見が並んでいますが、実際、皆さんご無事だったそうです。震災を受けるまでは、想定していなくて仕方ないと思っけていても、起きたらやはり何らかの助けが必要と

なる。今回本当に、いろんな方が改めて意識せざるを得ない状況になったと思いますが、こういった防災意識の啓発を今後、どういう形で生かしていくか。

あと今回、震災においてとても活用されたのは、インターネットを通じたネットワークだと思います。社会参加の項目が全部「外出」になっていますね。実は社会参加って、インターネットの世界の中で全く見知らぬ人と関係性を持ったり、普段外に出られないが自分の安否を分かってくれる人も含まれるのではないかと思います。日常の中でもいろいろな人とのネットワーク、コミュニケーションが取れるとても大きなツールとなっていると思います。震災と、日常の中でのネットワークの活用を、今後の施策の中にぜひ入れていただければありがたいと思います。身体、知的、精神の障害種別問わず、サポートがあれば使える方もたくさんいらっしゃると思います。

会 長 ありがとうございます。伊藤委員自身も災害時対応作業部会でこれから検討していく。でも、社会参加のつながりは、インターネット、ネットワークもある、大事な視点だということで、この会議の継続の中でも社会参加のあり方についてご発言いただく、ということによろしいですね。

桔梗委員、お願いします。

桔 梗 こちらの会議でアンケート、ヒアリングがあってからの大きな被害だったので、ヒアリングに参加していただいたご家族の方もしくは本人の方々がどうなっているだろうと考えました。協議会の委員としても情報が全く入ってこないし、仙台市が現状をどのように把握してどのように推進しようとしているのか確認をしようとしたのですが、できませんでした。仙台市が、障害者に対して、どのような協議、検討をし、どういう決定をしてどのように推進していくかの流れが、今でも分かりません。今回、震災の後、対策を講じてそれを施行したまで、どのようなやり方で現状に至っているのか、諮問機関があったのかなかったのか、ご説明いただけたらと思います。まず現状を把握しないと難しいというのが私の考えでした。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。これは事務局で今資料が手元にあるかどうかということもありますので、概要でお話しできるところをお願いします。

事 務 局 把握ができていよう、実は余りできていないのが正直なところ。まず、今回私どもの震（熊谷課長）災対応での障害者に関わる施策といたしましては、例えば心身障害者医療費助成の所得制限の緩和、交通費助成のタクシー券等の再交付、災害時要援護登録者の安否確認、といったものを実施しておりますが、正直、体系的ではない。今回の震災の規模から踏まえて、その場その場で、状況に応じて判断していたところがあります。一例として、ライフラインが長期停止する、ガソリンも入らないという想定がなかったものですから、透析患者の優先給油車両証の交付などを急遽行うなど、その状況に応じて判断してきました。この決定に当たりましては、基本的に行政当局でやってきました。

今後、仙台市の復興計画を作るに当たりましては、先ほどご説明した復興ビジョンをもとに、外部の方々も入って議論が進められる形になると思っております。

今回の震災については、現状把握も断片的に知り得てきた面があります。例えば仙台市障害

者福祉協会など、団体さんから、個別に今回の震災に当たってこういう行動をとったお伺いしているものはありますが、まだ全部の団体に聞いたわけでもなく、これからやっていかなければならないだろうと。福祉避難所の問題につきましても同様です。聞いている部分もあれば聞いてない部分もあるので、これから聞いていかなければならないと考えているところです。

事務局 例えば、災害時に利用者負担等を減免する制度は既にございますので、粛々と対応してきま（鈴木部長）した。

障害者の施設の状況につきましては、職員も含め安否確認、施設の被害状況の確認をいたしております。障害だけでなく、高齢など他の施設も対応しております。被害状況を把握したうえで、復旧に向けた今後の施策なり対応の検討を進めております。

あわせて、災害時要援護者登録制度につきましては、本来、登録いただいている方につきまして民生委員が確認をする制度でございますが、今回、災害の規模、それから今現在の障害者の登録数が決して多くない状況にございましたものですから、行政が主体的に、直接安否確認をいたしました。

今後の支援については、作業部会で、障害者の支援はどうあるべきなのか議論していくことになると思います。今現在は、まず制度化されている枠組みの中で実施をしていると思います。仙台市全体で、例えば経済的な部分、高齢者、子供に対する支援、といったものを体系的にお示しすることはできませんが、私どもの所管についてはこういった状況です。

桔 梗 ありがとうございます。いろんな意見をさせてもらう前に、現状の把握が必要だし、共有事項
委 員 として持っていたほうが良いという考えでした。ありがとうございます。

今、障害者の登録という言葉聞いたのですが、その登録は、どこまでの障害を障害者として登録している制度でしょうか。

あと、今回避難所の問題があって、行政主体ではない任意の避難所が運営されていたとの記事を見ました。障害者の団体やNPOで、どこかの避難所を自主運営されていた報告や現状は把握されているところがあったでしょうか、教えてください。

事務局 障害者の登録のお話をしたのは、災害時要援護者支援という形で、災害時はお声がけをさせ（鈴木部長）ていただく対象者としてお手を挙げていただいた方に登録をいただいているという意味ですので、一般的に言われる障害のある方についてはお手を挙げいただければ登録はできます。ただ、人数的には今、全市で約 360 でございます。これはさまざま理由があって、我々として広報の不足ももちろん一つの要因であろうかとは思いますが。あとは、まだ障害理解のところもあって、自らお手を挙げて、障害者だ、災害時には声をかけてくれというところまで、感情的な部分など、醸成されていないといったこともあります。これは高齢者の世帯調査の中での要援護者支援対象者と同じようなスキームのものでございます。

それから、避難所の自主運営のお話でしたが、基本的に仙台市では、小学校を指定避難所という位置づけにしております。ご承知かと思いますが、今までの地域防災計画の中では、避難者数は基本的に5万人を想定しております。それが今回の震災では、避難者が一時期 10 万人

を超えました。その中で想定外だったのが、まずは帰宅困難者。これは批判もありましたが、仙台駅が封鎖されて、仙台駅から出された方たちが、避難所に流れたわけです。一時期、東二番町小学校、榴岡、あの辺の小学校に、もう入れなくてあふれました。小学校で吸収し切れない、また地域の皆様も避難所に行っても入れないといった状況があつて、例えば町内会の集会所ですとかコミュニティセンターですとか、さまざまところで、地域の皆様が主体的に、避難所といった位置づけで支援をいただいた事例はたくさんございます。自主的な運営の中で、地域の皆様に支援をいただいたところは、本当にかかなりの数に上っていることは確認しております。障害者という括りではなく、避難所という視点で見たときにも、今回の災害については、さまざまな課題が我々の目の前に提示されましたし、防災計画の見直しの中で検討していくべき部分だと思えます。

それから、避難所で困られたとのお話もございましたが、地域防災計画では、集団での避難生活が難しい方については、避難所の中に別スペースを確保して、そこで避難生活をしていただくのが基本的なスキームです。同じところではなく、区切りを設けて、少し落ち着いていただけるような。ただ現実的に、今回そういったものはほとんど作れていないのです。数の問題もございましたし。ご議論、ご意見をいただいた中では、避難所に入れないので、やむを得ず自宅に帰って生活をされておられたといった課題も出てきています。そういう意味では、仙台市の地域防災計画での検討をはるかに超える被害だったと言えると思うのです。これは障害者施策という切り口で見てもさまざま課題がございますが、仙台市として災害時にどういうふうに対応していくのか、全体的に見たときもさまざまな課題が明らかになってございますので、そこを検討していくのは一方で進めつつ、私どもの検討課題であります障害者については、避難所の問題ですとか福祉避難所の問題ですとか、そういう部分についてはご議論をいただければと考えております。

会長 ありがとうございます。八木委員から。災害ボランティアセンター等にかかわった立場もありますし、全体的なことでもいいですし。

八木委員 この協議会としての視点の置き方、重点のとらえ方と申しますか。私は本計画について、余り今回の東日本大震災を過重に意識すべきではないと思うのです。要は、余りにも恐れて過大にとらえ過ぎて、本筋を薄めてしまつては元も子もないだろうと思っています。したがって、別の担当部局で、では災害に対してはどうかと。今計画では災害の部分に対する記載ないしは内容が希薄でないかのご批判が、当然見ようによっては出てくるだろうと思うのですが、対策については仙台市の防災計画のほうに申し送りをして、そちらで膨らます方法もございますし、全てをこれに盛り込むのは技法的にも表現的にも難しいし、バランスのとれた計画という見方も、実は逆にされないかもしれません。そういう視点も必要なのではないかという気がするのです。

今回の震災に伴ってさまざまな対応ないしは現実に被災された方にとっては、危機感や課題認識があつたと思うのですが、それをストレートに盛り込めるかということ、それも難しいだろうと思います。この協議会では、生意気な言い方ですが、平常心を持って、その辺の視点ないしは物事のとらえ方で整理する必要があるかと思っております。

それから、個々の避難所の問題ですが、仙台市の場合、義務教育の小中学校は全て指定

避難所になっていると思います。そのほかにも、今回の実態を見ると、仙台市の施設に限らず公の施設には皆、近隣住民の方々が飛び込むのです。指定避難所も、飛び込まれた市民センター等も、施設管理者が避難所の運営について十分熟知していない実態が実はございまして、健康福祉局ないしは子供未来局所管の福祉サイドの実態を見るとそう見えませんが、別な計画がそれぞれあるわけですね。地域によっても、実は自主防災組織などの活動が活発な地域もあれば、ごく平凡なところもあります。

もう一つ、特別支援学校がございまして、今回、その他の児童生徒さんたちの保護者も含めて避難を受け入れていただければ、相当程度の一般指定避難所の負担ないしはそこに一緒に避難された方々のご心痛やかも軽減されたやに思うのです。ところがその辺、某公立の施設は、門を閉じていたということです。あの発災の時間帯、確かに学校はお休みでしたが、管理員はいたはずで。私は今、社会福祉協議会にしまして、建物の中にいろんな団体が入っておられますが、実は団体の、一般の方を受け入れる部屋がいっぱいある施設が門を閉じていた実態があるのです。これは非難しているのではなくて、施設設置者と仙台市との認識の差だと思うのです。市民の目ないしは障害のある方々の目と必要性和認識で、意見を出していくべきかと思っています。

その辺も含めて、震災の影響は余り過重に考えないことと、作業部会がありますから、その辺の視点も含めて、なお検討を進められれば良いかと思っております。

会 長 ありがとうございます。作業部会の災害時対応部会の検討内容は、またこの施策推進協議会でも話題になりますので、その辺の検証がこれから大事になっていくと思います。

先ほど熊谷課長から仙台市障害者福祉協会という話がありましたので、必要な情報については災害時対応部会に協会としても出すところですので、その資料をご覧いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

予定した時間が結構押してまいりました。

②第2期「仙台市障害福祉計画」の平成21年度実績(数値目標)について

③平成23年度障害者保健福祉施策の概要について

会 長 報告事項の2に移らせていただいてよろしいでしょうか。第2期「仙台市障害福祉計画」の平成21年度実績(数値目標)について、事務局から報告願います。

もう一つ報告事項がありますので、事務局から説明していただいて②と③あわせて質疑応答、確認にさせていただきたいと思えます。

事 務 局 (参考資料3に基づいて説明。

(熊谷課長) 先に同様の資料を「入院中の精神障害者の地域生活への移行者数」の実績がない状態で示しており、実績が判明したため、今回改めて報告する旨補足。)

(参考資料4に基づいて説明。

資料は平成 23 年度当初のものであるが、身体障害者総合支援センター施設整備事業については震災の影響で工事が遅れ、関係予算が来年度にずれ込む旨補足。）

会 長 報告事項②、③あわせて事務局から説明がありました。その内容についての確認になりますが、委員の皆さんいかがでしょうか。もっと詳しく説明いただきたいところなどですね。よろしいでしょうか。

[意見なし]

(4)その他

会 長 本日は、協議事項として、計画策定の手順、これからの段取り、作業部会を3つ作って短い時間の中で充実した検討を行っていくことであります。それから報告事項がありました。それらについて皆さんからご意見をいただきながら確認作業をして行ってきたところですが、議事の(4)にその他とあります。その他、皆様から何かございますでしょうか。

黒瀧委員、お願いします。

黒 瀧 委員 去年、第1回で述べさせていただきました。精神科救急システムに関して、市立病院の中に置いていただきたい、入院設備のあるところを確保していただきたいというのが、仙台市に住んでいる精神障害の方々の最大の希望です。携わって 20 年になりますが、いつも家族会、いろんな意味で、もうずっと同じことを聞いています。よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 今回の検討の中での大事な課題だと確認ですね。ありがとうございました。
その他。岩館委員。

岩 館 委員 精神科のところですので私が答えますが、多分一番困っているのは精神科医がいないことです。とにかく精神科医がいないのでなかなか動かない、その1点だと思います。

あと、先ほど薬の話が出ていましたが、私も聞いたところ、仙台市は独自に精神科の薬を集めてはいました。いろいろ薬は入ってくるようになったのですが、とにかく全科、内科や点滴など全部含めて何トン単位なので、保管場所が宮城県になかったという実情があるのですね。東北自治総合研修センターにある程度入ったのですが、その後、今度は持ってきても置く場がないので、関東地方でストップした状態になって。ただ、精神科の薬はかなり入ってきていて、心のケアセンターのチームが動くところには薬は入っていたということです。

黒 瀧 委員 すみません。みどり会ではグループホームを2つ運営していますが、管理人の方がはあとぽーとにお願いしたら、薬がないということで。はあとぽーとでは薬を確保すると前もって聞いていたのに、今回は本当に困ったと聞いているのですね。他のクリニックとかいろんなところから少しずつ分けていただいたのが現状です。よろしくお願ひいたします。

会 長 ありがとうございます。
久保野委員、お願いします。

久保野 予算のところに戻りますが、震災前の編成で主にこれは実施できる形になりましたが、逆にその震災との関係で緊急対応が必要になるものですか出費を予定しているものがあれば、一般的に少し教えていただきたいのが一つと、その中で具体的な点としまして、私を知る限りでも幾つかの障害者の施設が全部使えない状態になっていて、それらはもちろん原則論で言えば各法人だということでしょうが、今、国がどう動くかとか、折衝とか動きについて、もし具体的にあれば教えていただきたく、お願いいたします。

事務局 緊急性のあるものにつきましては、今回全壊した施設などにかかる予算措置も、仙台市議会（熊谷課長）第2回定例会などでしております。ある程度緊急性のあるもの等に対しては既に予算措置は講じているというところでございます。

久保野 それの概略とかは、次回ですとかで説明がいただけるということですか。

委員
事務局 この災害への対応として、補正予算といたしましては、被害に遭われた施設の復旧の費用と（石澤課長）いたしまして2億7,500万円ほど計上しております。

それから、社会福祉法人とかNPOなどが被害に遭われたときの修繕ですが、通常は基本的には、社会福祉施設の整備は国庫補助が2分の1となっているところですが、今回の災害の特別措置法で3分の2を国が補助して仙台市が6分の1、それから法人が6分の1というのが今現在、制度として周知されているところでございまして、仙台市としては、さらに負担が少なくて済むように、更なるかさ上げを要望しているところでございます。

事務局 具体の施設の云々というお話ございましたよね。
（鈴木部長）

久保野 今その点をご説明いただいて、全体についてむしろ同じに概略がお伺いできてもいいのではな
委員 いかという趣旨でしたので、特に細かい点について今後ご説明を。

会長 目黒委員、お願いします。

目黒 このたび震災で、いろいろな支援金があるじゃないですか。先ほどお声を上げていただければ
委員 という言葉があったのですが、それすごく大変と思って。地域の中で暮らしていくって、本当に大変だってこのたび思いました。毎日、支援金をどうやってもらえるかって目を皿のようにして新聞を見ていて、やっと分かって申請に行って、説明を聞いてきても次の日は変わっていて、みたいな話がいっぱいある。申請も生活再生支援金が世帯ごとに出るのが、子供と世帯分離していたら、2世帯分出ると聞いてびっくりして、友達に教えたら、信じないとか。

申請しなければもらえないし、だけでもそれを誰が教えてくれるのというのがあって、もし、私がぼけちゃって子供と一緒に暮らしているとしたら、誰が助けてくれるだろうかと思う。自立をして地域の中で暮らしているほど、福祉の手から遠くなっていくような気がして。私は障害者ですって

堂々と言って、支援を受けながら自立して暮らしているイメージが、どうしても作れない、真逆ではないかなと思いました。

障害児を持っている家族は、避難所に行けないと最初から思っていて、それで壊れかけた家に住んでいて食料をもらいに行くと、家で暮らしている人にはあげられませんかと言われる。

特別支援学校の休校が決まって、子供が家にいたら、食料を買うのに並べない。ただでさえ日常生活が壊れて不安定になっている子供を連れて並ぶ大変さ。それを、お声を上げていただければという言葉が何かすごくつらく刺さる。そのとき親まで不安定になっているのですね。それをすごくこのたび感じました。

事務局 私が申し上げたのは、今回の災害にという意味ではなくて、登録制度にご登録いただく際には（鈴木部長）手を挙げていただくという、今そういう制度になっているという意味で申し上げたところでした。

目黒 十分わかっているのですが、刺さるのです。

委員

事務局 あと、今回の生活再建の支援金なども私どもが担当です。ちょっと細かい話になってしまいま（鈴木部長）すが、当初は生計同一であれば1世帯という制度でした。その後、外的な判断として、住民票が別であればそれぞれ良いと変わったのです。実質生計は同じかもしれないですが、形式的に住民票が分かれば、それぞれの世帯として申請できると変わった。今回は、制度が動き始めてから、時間を経るにしたがって解釈がどんどん変わっていく。その都度お知らせはしていますが、なかなかきちんとお伝えできないということは確かにありました。ですから、これからも考え方や制度も変わっていくと思います。そこをきちんと的確にお伝えしていくことは必要だと痛感していますので、きちんとお伝えできる方法は考えていきたいと思っています。

被災された方、多くは住家の被害ですが、り災証明は取られると思うので、その被害状況に合わせて、受けられる支援制度については、どこかの時点で改めて、制度を知らなかったのが受けられなかったということのないように、被災された皆様へのお知らせは必ず必要だと思っています。ただ、タイミングについては、り災証明の発行状況もあるものですから考えていますが、そういう対応が必要とは思っていました。

会長 ありがとうございます。

坂井委員、お願いします。

坂井委員 障害者を持たれているご家族の心のケアの問題、これについても今回の審議の中に入れていったほうが良いのではないかと思います。ぜひご検討願えればと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。大事な視点ですので、それを内容にということですね。

黒瀧委員。

黒瀧 関連ですが、精神障害の場合ですが、お薬を飲んでいる方は安定しているのです。災害のと

委員 きも、健常の方よりも冷静な対応でした。一部、また別の方がいらっしゃると思いますが、大抵の方はとっても。健常者のほうがパニックを起こして。

今、3カ月を過ぎまして、内陸よりも沿岸部で、人が目の前で流されたとか、きつい経験をなさった方、心の病でお薬が必要な状態になっている方がたくさんおりますので、よろしく願います。

会長 どうもありがとうございました。

その他のところで、本当にこれからの検討に関してとても大事なご意見を委員の皆様からいただいているところです。よろしいでしょうか。

[了解]

私の司会進行の役割は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(4)閉会

署名人 坂井 伸一 